

# 中小企業者等に係る法人税率の軽減措置の延長

## 背景・目的

物価高騰等の影響により中小企業を取り巻く収益環境は悪化している。中小企業は雇用全体の7割を創出する地域経済の中核を担う存在であることから、キャッシュフローの改善と財務基盤の安定・強化を通じた地域経済の活性化を図る必要がある。

## 税制措置の内容

項目	内容		
対象法人	法人税法上の「中小法人」（公益法人等、協同組合等を含む）		
適用時期	現行の令和5年3月31日から、 <u>令和7年3月31日</u> までの <b>2年間</b> の延長		
税制措置	所得金額	開始する事業年度	
		～令和7年3月31日	令和7年4月1日～
	年800万円超	23.3%（本則）	23.3%（本則）
年800万円以下	<b>15%（軽減税率）</b>	19%（本則）	

### 法人税法上の「中小法人」の定義

各事業年度終了の時ににおいて資本金又は出資金の額が1億円以下、もしくは資本等を有しない普通法人のうち、以下に該当する法人を除いたもの

- ① 大法人との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人（以下、大法人の定義）
  - ・ 資本金又は出資金の額が5億円以上の法人
  - ・ 相互会社（外国相互会社を含む）、受託法人
- ② 完全支配関係にある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている普通法人
- ③ 相互会社、投資法人、特定目的会社、受託法人
- ④ 大通算法人（通算グループ内のいずれかの法人が、その各事業年度終了の時ににおける資本金又は出資金の額が1億円を超える法人、もしくは①、②、③の相互会社と受託法人に該当する場合におけるその普通法人）